明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

改正後

（副校長）

第二条　防衛大学校に、副校長三人を置く。

2　副校長三人のうち、一人は事務官をもつて、一人は教官をもつて、一人は自衛官をもつて充てる。

3　副校長は、防衛大臣の定めるところにより、学校長を助け、校務を整理する。

4　副校長のうち防衛大臣の指定する者は、学校長に事故があるとき、又は学校長が欠けたときは、臨時に学校長の職務を行う。

（副校長）

第十六条の八　防衛医科大学校に、副校長四人を置く。

2　副校長四人のうち、一人は事務官をもつて、二人は教官をもつて、一人は自衛官をもつて充てる。

3　副校長は、防衛大臣の定めるところにより、学校長を助け、校務を整理する。

4　副校長のうち防衛大臣の指定する者は、学校長に事故があるとき、又は学校長が欠けたときは、その職務を行う。

改正前

（副校長及び幹事）

第二条　防衛大学校に、副校長二人及び幹事一人を置く。

2　副校長二人のうち、一人は事務官をもつて、一人は教官をもつて充て、幹事は自衛官をもつて充てる。

3　副校長及び幹事は、防衛大臣の定めるところにより、学校長を助け、校務を整理する。

4　副校長及び幹事のうち防衛大臣の指定する者は、学校長に事故があるとき、又は学校長が欠けたときは、臨時に学校長の職務を行う。

（副校長及び幹事）

第十六条の八　防衛医科大学校に、副校長三人及び幹事一人を置く。

2　副校長三人のうち、一人は事務官をもつて、二人は教官をもつて充て、幹事は自衛官をもつて充てる。

3　副校長及び幹事は、防衛大臣の定めるところにより、学校長を助け、校務を整理する。

4　副校長及び幹事のうち防衛大臣の指定する者は、学校長に事故があるとき、又は学校長が欠けたときは、その職務を行う。

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第二条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。
一～七　［略］	一～七　［同上］
八　防衛大学校副校長、防衛医科大学校副校長、防衛研究所副所長、自衛隊中央病院副院長、自衛隊札幌病院長、自衛隊横須賀病院長、自衛隊岐阜病院長及び自衛隊福岡病院長	八　防衛大学校幹事、防衛医科大学校幹事、防衛研究所副所長、自衛隊中央病院副院長、自衛隊札幌病院長、自衛隊横須賀病院長、自衛隊岐阜病院長、自衛隊福岡病院長及び情報本部長
九　防衛装備庁防衛技監、防衛装備庁長官官房装備官、防衛装備庁長官官房審議官、防衛装備庁装備政策部長、防衛装備庁プロジェクト管理部長、防衛装備庁技術戦略部長、防衛装備庁調達管理部長、防衛装備庁調達事業部長、防衛装備庁航空装備研究所長、防衛装備庁陸上装備研究所長、防衛装備庁艦艇装備研究所長、防衛装備庁次世代装備研究所長及び防衛装備庁次世代装備研究所先進機能研究統括官	九　防衛装備庁防衛技監、防衛装備庁長官官房装備官、防衛装備庁長官官房審議官、防衛装備庁装備政策部長、防衛装備庁プロジェクト管理部長、防衛装備庁技術戦略部長、防衛装備庁調達管理部長、防衛装備庁調達事業部長、防衛装備庁航空装備研究所長、防衛装備庁陸上装備研究所長、防衛装備庁艦艇装備研究所長、防衛装備庁電子装備研究所長及び防衛装備庁先進技術推進センター所長
十　［略］	十　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第三条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。